

会 議 名	第 1 2 回 港区景観審議会
開 催 日 時	平成 2 7 年 1 0 月 2 7 日(火曜日) 午後 6 時から午後 8 時 2 0 分まで
開 催 場 所	区役所 9 階 914・915 会議室
委 員	(出席者) 大倉 富美雄 委員 倉田 直道 委員 齋藤 潮 委員 杉山 朗子 委員 沼田 麻美子 委員 宮脇 勝 委員 岡元 隆治 委員 八木 嘉也 委員 唯是 一寿 委員 (欠席者) 池邊 このみ 委員
	(臨時委員：港区景観アドバイザー) 佐藤 尚巳 氏 吉田 愼悟 氏
事 務 局	街づくり支援部長、特定事業担当部長、都市計画課長、開発指導課長、街づくり計画担当係長・係員、景観指導係長・係員
傍 聴 者	5 名
会 議 次 第	1. 開会 2. 議事 (1) 委員委嘱 (2) 審議事項 港区景観計画改定案について (3) 報告事項 港区景観計画の改定スケジュールについて 3. その他 4. 閉会
配 付 資 料	[事前配付] 資料 1 港区景観計画 (平成 27 年度改定) (案) 参考資料 1 港区景観計画の改定検討経緯 参考資料 2 港区景観計画の改定概要 参考資料 3 第 11 回港区景観審議会からの主な変更箇所 参考資料 4 「港区景観計画 (平成 27 年度改定) (素案)」についてのご 意見募集結果 参考資料 5 港区都市計画審議会からの答申文 参考資料 6 港区景観審議会委員名簿

会議の結果及び主要な発言	
事務局	(1) 委員委嘱 ＜委嘱状の交付＞
区長	＜区長挨拶＞
事務局	港区景観審議会は学識経験者7名、区民委員3名で構成されている。まず会長及び副会長の選出に入る。港区景観条例施行規則第26条第2項の規定により会長及び副会長は学識経験者委員から互選により選出するものとする。会長の選出について、意見のある方はいるか。
A委員	齋藤委員を推薦したい。
事務局	只今、齋藤委員を推薦する意見があったがいかがか。それでは齋藤委員を会長として選出する。
会長	＜会長挨拶＞
事務局	続いて副会長の選出に入りたい。
A委員	杉山委員を推薦したい。
事務局	只今、杉山委員を推薦する意見があったがいかがか。それでは杉山委員を副会長として選出する。続いて区の職員を紹介する。 ＜事務局自己紹介＞ 本日景観アドバイザーにも出席頂いている。 それでは議事の進行を齋藤会長にお願いする。
事務局	(2) 審議事項 (港区景観計画改定案について)
会長	都市計画審議会でも個別の意見が出ているようだが答申後の扱いはどうなるのか？
事務局	都市計画審議会では原案のとおり答申を受けたので、個別の意見は今後の改定における検討課題として考えている。
B委員	原案をみると既に何回も景観審議会等で検討されており、ほぼ内容が固まっているのであれば、なぜこのタイミングで委員の変更を行って会議を設けたのか。前回の委員が責任をもって最後まで決めるべきであったと思われる。
会長	ご指摘の通りである。委員任期と改定のタイミングが上手く合うとは限らないので難しい。
C委員	景観計画改定のパブリックコメントが8月に行われたが、その時の内容は本日の案とほぼ同じものが示されていた。前回会議で合意の確認が行えたはずなのに、なぜ行わずこの時期まで至ったのか。説明いただきたい。
事務局	ご指摘の通り素案の段階で今回の案とほぼ同じものができていたが、委員の任期が終了してしまったという経緯がある。これまで素案としてたたき台を示し、パブリックコメントをかけ、都市計画審議会に諮ってきたようにいくつかの検討過程を踏んだ末に景観審議会に諮っているもので、同じようなものを示してまわりくどく切れ目が悪い印象はあると思われるが、手続き上必要な検討過程を踏んでや

	<p>っと作り上げてきたものである。今回新たに選出された学識、公募委員等の方々からすると違和感があるのはもっともだが、これまでの検討過程で修正等を行い、より分かり易くしたものが今回の改定案となる。事前に丁寧な説明を行えなかったことについては反省している。</p>
<u>C委員</u>	<p>今後2年間景観審議会の委員として務める以上は、事前に委員の了承を受けるべきであったと思われる。手続きが悪いわけではなく、委員の位置づけをはっきりさせた方がよい。</p>
<u>D委員</u>	<p>本会議はどの様な流れから来ているのか、また今後どの様な流れで進んでいくのかという経緯やトゥードゥーリストが示されたタスクスケジュールを提示してほしい。</p>
<u>事務局</u>	<p>後ほど説明を予定していたが、参考資料1下段に今後のスケジュールを示している。予定内容については、平成28年1月に告示を行い、その後、周知期間を設けて4月1日からの施行を予定している。</p>
<u>D委員</u>	<p>景観形成の基本方針は6年前につくられたものだが、前と変わらないということは、この6年間港区の景観は方針を変えるべき要素が何もなかったということか。今後東京オリンピックや外的要素で色々変化があるが、そのような未来的な思考は基本方針に盛り込まないのか。</p>
<u>事務局</u>	<p>基本方針は、社会情勢の変化を解決する必要があるという認識では立てていない。</p>
<u>C委員</u>	<p>計画は非常に検討されて良くできていると評価したい。但し、現行計画策定から1年半後に改定に向けた検討を開始しているが、なぜ1年半後に開始したのか。計画のコンセプト、基本方針等の骨格を変えずに手直しするだけでなぜ4年間もかかったのか。骨格は変えずにこういう経緯で現行計画を変えようと思った、或いは時間がかかった。また、高さ制限を変える理由として実務的に行ってみると必要なものが出てきたので変更に至った等、改定経緯の分かり易い説明が無ければ区民代表として納得できない。</p>
<u>事務局</u>	<p>1年半後に改定に向けた検討を開始したことについて、資料1の134頁(4)に「景観計画の拡充と見直し」とあるが、この記述は現行計画策定当初からある。また、参考資料2に何が課題として上がり、どのように改定したのかを記載している。また、検討課題の1事項に4年間費やしたわけではなく、これまでの検討課題全てをまとめて4年間かかったという結論である。検討課題について例えば、抽象的な基準であれば、景観アドバイザーの意見を伺うにしても、どの程度踏み込んで指導ができるのかという意見も出ていたので具体的な内容の基準に修正をしたものもある。そのような問題点はその都度出てくるので、その対応として結果的に時間がかかってしまった。現行計画策定後すぐに改定に向けた検討を行ったことについて、事前に丁寧な説明をするべきであったと反省している。</p>
<u>C委員</u>	<p>例えば高さ30mでは設定が高すぎたのが運用してみて分かった等、品川新駅周辺を勝手に開発されたら困るので景観形成特別地区に追加しなければいけなかった等エクスキューズではなく本音で分かり易い説明をしないと理解を得るのは難し</p>

	い。改定に4年間もかけないで、もう少し機動的に運営してほしい。
<u>H委員</u>	これまでの検討経緯として、泉岳寺問題等の課題もあるので、その説明が少ない気がする。実際には景観アドバイザーにお願いして、各案件を丁寧に検討してきている。実務的な数値レベルは施行しないと分からないこともあるが、具体的な進行状況の説明が足りなかったなので、その辺は整理が必要かと思われる。手続き上、都市計画審議会等の検討過程もあるので景観審議会の意見であつという間に計画自体を短期的に変えるような権限はない。次期改定の際、反映の検討を行ってほしい。
<u>C委員</u>	泉岳寺の辺りに品川新駅ができる問題について品川新駅が特別地区に入っていないという意見は、これまで景観審議会やパブリックコメント等で出たのか。特別地区の追加指定については、景観審議会の結果を基に早く対応できないか。
<u>事務局</u>	特別地区の追加指定は、景観計画の変更を伴うので今回と同じ手続きを経ないとできない。
<u>事務局</u>	品川新駅の特別地区指定については、昨年公表された内容になるので、そういう意味ではタイムリーに対応している。
<u>B委員</u>	高さ制限を厳しくしようということだが、なぜ新たに15m、25mに設定したのかという説明が無い。港区で建築物の高さに関するルールをつくったが、その絡みからくるのか。もしくは4～5階程度は許容するということなのか。また、6年間経って基本方針が変わらないとすると、部分改定という理解でよいのか。部分改定であれば、タイムリーな問題でどうしても改定の必要がある課題に対しては、景観審議に諮って部分改定してもよいのではないか。港区は東京都や国の特区であり、区としてあまり手を入れられないと聞いている。例えば、泉岳寺の問題が出たので歴史的建造物周辺の景観形成を追加したと思われるが、既に泉岳寺問題は終了している。反対ではないが、事前にそれに関して説明文書を添付するなど少し丁寧な説明があってもよい気がした。
<u>会長</u>	例えば著しい案件が上がり、特別地区の追加指定をする場合、計画手続き上随時対応は可能か。
<u>事務局</u>	可能である。今回は赤字で示している部分のみを改定するもので、全面改定というスタンスはとっていない。泉岳寺問題や品川新駅の話が仮に出たならば昨年度改定は可能であった。これまで検討してきた内容の改定に間に合うように今回盛り込んでいるので、タイムリーな対応は可能である。必要に応じてまとめれば部分改定も可能である。高さ15m、25mについて説明を割愛したが、参考資料2の1頁「①港区全域における届出対象規模の引下げ」に趣旨を記載している。住居系を15m以上にした理由は、これまでの一律31mでは住居系の範囲から対象案件があまり上がってこなかったという実情を踏まえ、住居系と商業系を分けて設定している。一方で商業系では、ある程度対象案件が出てきているが、建物31mをぎりぎり超えない建築計画も出ていることから、商業系では高さを25mに引き下げてもう少し対象案件を増やしたいという意図がある。なお、現行計画では、

	年間 110 件程度の案件数が出ていたが、変更案における設定値では、想定で 4 割程度増加する見込みである。案件数は増えるが、景観計画に沿った都市計画が進むように指導の強化を図りたい。また、建築物の高さに関するルールについては、区で並行して進めている制度ではあるが、景観計画の高さ設定とはリンクしていない。
会長	今回は、景観計画改定のタイミングと景観審議会委員擁立のタイミングが非常に悪かった。今後は事前に良く説明をして、理解を得た上で承諾していただく必要がある。
D委員	資料 1 の 13 頁になるが、景観形成の基本方針の文言表現について伺いたい。本基本方針は、当時の担当部署により本表現になったと思われるが、本項は港区の景観のフィロソフィを区内外にアピールする思想になるにもかかわらず、どうしてもこの単語や表現にしたのか理解できない。例えば、基本方針 1「水と緑のネットワークを強化し、潤いのある景観形成を進める」とあるが、“水と緑のネットワーク”は港区の概念として区民意識にどれだけ定着しているのか。定着しているからこそ本表現が選ばれていると理解する。次に基本方針 2「歴史や文化を伝える景観を守り・生かす」とあるが、なぜ“守り・生かす”だけ中黒となっているのか。基本方針 3「誰もが楽しく歩ける、にぎわいや風格のある通りを創る」とあるが、“風格のある通り”とは何をもって風格のある通りなのか。基本方針 4「地域の個性を生かした魅力ある街並みを育む」とあるがなぜ“特性”ではなく“個性”という単語を選んでいるのか。また、“生かす”は“活かす”ではなくなぜ“生かす”を用いたのか。基本方針 5「区民・企業等・行政の共同で景観形成を推進する」とあるが、他の部分では全て“区民等企业等”となっており整合がとれていない等、港区の一番大事な理念やフィロソフィを語る部分になるので、当時適切に議論をしたのか確認したい。
会長	全て説明すると時間的にも難しいので、要点だけ説明願う。
D委員	公文書として出すのにこれで良いのか、時間があれば適切な文言に再考した方がよい。
事務局	基本方針 1 については緑と水の総合計画（平成 23 年 3 月）によるものである。
D委員	それは理解できるが、緑と水の概念が区民に抽象概念としてどの程度定着しているのか。それは皮膚感覚なのか、NPO 法人や区民団体等に定着している概念を前提として表現しているのか。私も皮膚感覚、一般論としては理解できるが区民への抽象概念としてしっかり定着しているのか。
事務局	区民に定着しているというよりは、都市計画マスタープラン等他の計画においても以前から行政として用いている概念になる。
事務局	これまでの個別計画で示されている概念で、景観計画策定において独自に出てきたものではない。また、個別計画はその都度公表していることから、区民への周知は進んでいるが、どの程度定着しているかという前提からは用いていない。
事務局	緑と水の総合計画は平成 23 年 3 月との記載があるが、当初の計画は昭和 63 年に

	第一次を策定している。その時点で水と緑のネットワークの考え方を区民に示している。水と緑のネットワークの概念が、区民に定着しているかどうかは難しいが、区民や事業者とともに話し合いながらその概念をつくり上げた経緯がある。
<u>D委員</u>	基本方針を見ても時代のキーワードが入っているわけでもなく6年前のままでナウではない。そのような保守的なところが港区の良さだと開き直る方法もあるが、港区は全国から注目されており文化の面では日本の中心であるのに、その先端性が基本方針から読み取れない。時代のキーワードの盛り込みやアップデートの表現を用いる等工夫した方がよい。基本方針が、どこの自治体でも平均的に出るような一般的な表現なので、港区の先端性や独自性を盛り込む工夫をしてほしい。
<u>事務局</u>	区民参加においても意見等も吸い上げているので、今後の施策づくりにおいて参考としたい。
<u>E委員</u>	参考資料2の9頁で、他地区では届出対象規模の高さが15mや25m、31mとなっているが、芝公園周辺景観形成特別地区、浜離宮・芝離宮周辺景観形成特別地区のみ20m以上となっている。理由はあるのか。
<u>事務局</u>	芝公園周辺景観形成特別地区、浜離宮・芝離宮周辺景観形成特別地区では公園内から周辺の建物を見た際に、園内の樹木を超える高さのものが景観上影響を及ぼすという理由から20m以上と設定している。
<u>E委員</u>	参考資料2の9頁上段の青山通り周辺景観形成特別地区では、全ての行為を届出対象としているが、今後増えてくるソーラーパネルの扱いはどうなるのか。
<u>事務局</u>	ソーラーパネルは現在届出対象となっていないが、全ての建築物の届出を求めていく中では、屋根色とあわせた助言指導が考えられる。
<u>E委員</u>	工作物若しくは色として助言指導していくのか。
<u>事務局</u>	ソーラーパネルは現行計画上、工作物の届出対象にはなっていないと思われるので、拘束力を持って指導していくことはできない。
<u>会長</u>	今後の課題である。
<u>E委員</u>	配慮規定が多いが、窓口対応として指導しやすい理想像のようなものはあるのか。
<u>事務局</u>	区のホームページに予め考え方や手続きについて示しているなので、それにご覧頂いて協議を行う状況である。
<u>E委員</u>	これまでの指導で問題は出てこなかったか。
<u>事務局</u>	事業者によって大規模案件から小規模案件まであるので、色々課題はあったが、その課題を改善したものが今回の改定版となる。
<u>会長</u>	基準が具体的であればうまく誘導できるが、景観計画の考え方としては創造性を大事にする傾向がある。
<u>H委員</u>	これまでのアドバイザー案件は全て景観審議会で報告いただいている。これは他自治体の景観審議会をみても非常に珍しい事である。この様な仕組みは港区の特徴でもあるので、区民等に広く周知するとよいのではないか。
<u>事務局</u>	その点については反省しているところである。

F 委員	<p>今回の改定で一番評価したいのは歴史的建造物周辺の届出制度の強化である。もともと区民の強い要望から盛込んだ内容になるが、他の自治体と比較しても早いタイミングでの盛り込みとなった。専門的にみると完璧とは思わないが、ワンステップ踏みながら推進すべきである。更に東京タワー周辺の色についても検討を加え設定したことを評価したい。但し、参考資料3になるが、素案の段階では眺望点から眺望線を30度の角度、1.2kmの範囲で東京タワー手前と背後を表記していたが、今回、眺望線範囲の表記が消されているので、眺望点及びその範囲の根拠が想像しづらくなってしまった。どの様に分かり易くするのかについては今後の検討課題としてほしい。例えば東京都の景観計画では、眺望点から対象物までの見え方を検証した上で視野角30度に特定し、定量的に制度化している。調和しているのかという感覚的なものではなく、実際に東京タワーが見えるのか見えないのかによって定量的な根拠を今後つくる必要があると思われる。海外でいうとロンドンのパリや、日本でいうと東京都、金沢市、鹿児島市等では定量的な眺望規制に取り組んでいる。</p>
会長	<p>30度の角度表記をすると、その範囲だけが規制の対象であると誤解を与えるので表記を取ったが、取ってしまうとどこからどの様に見えるのかというイメージが沸きにくくなるので、表記の検討が必要であるとともに、更に踏み込んで視点からの見え方について今後の検討課題としてほしい。</p>
B 委員	<p>参考資料2の21、22頁の屋外広告物の基準がある。21頁は色相・彩度の定量基準があるが、22頁の文言基準では配慮規定が多くなっている。例えば銀座通りでは屋外広告物の赤は使用不可となっているが、港区の屋外広告物の配慮基準はどの様に判断し運用するのか。</p>
事務局	<p>配慮というかたちで努力を求めていくのが現状である。東京都の屋外広告物条例に基づき窓口対応しているが、難しい面もある。今後においては、新宿区などを参考に具体的に区独自の屋外広告物に関するガイドラインを作成し、屋外広告物の景観形成等を目指していくことを内部で検討している。</p>
C 委員	<p>記録に留めてほしいのだが、今回の会議ではこれまでの経緯等の説明やポイント的な説明が無かったので不満が残る結果となった。要望として、今後景観審議会の開催について次回いつ開催されるのか、誰かが指摘するまで分からないのであれば時代遅れになりかねないので、年1回行う程度でよいのかタイムスケジュールを検討し、よりスピーディーな対応をしてほしい。また、基本方針の内容は意見があった通り、非常に一般的である。色々な人の意見を通すと一般的になってしまうのは理解できるが、柱の数を減らし「港区の景観に関する考え方」について新しい文言を追加するなど、分かり易かつシンプルにした方がよいのではないか。その他、前文と景観形成特別地区の指定文章がリンクしていない。どの条項に沿って或いはどの様な理由から地区指定が行われたのか、他に地区指定しても良いところはないのか等、景観形成特別地区指定に関する哲学的な文言と前文とをある程度関連付けるようにしてほしい。港区の景観計画では京都のように観</p>

	<p>光客等を増やす目的はあるのか。どこにも書いていないように思える。そのようなポイントについて無秩序ではなくもう少し分かり易く書けないものか、シンプルで分かり易い内容を望む。最後に、景観審議会委員の仕事について、学識の方は専門的知識による助言等の役割があることが理解できるが、区民を含めた公募委員の役割は何なのか。8月のパブリックコメントとほぼ同じ内容の資料が説明もないまま送られてきたので、それが港区の景観を良くしたいと景観審議会委員に応募した人に対する対応なのか不満を感じた。それなりの対応をとってほしい。但し、景観計画の中身については高く評価したい。</p>
<u>D委員</u>	<p>資料1の44頁「青山通り周辺景観形成特別地区」の対象区域について、先日日本ラグビー協会理事と話をした際に、秩父宮ラグビー場通りの幅員が狭く、大規模大会開催時に動線や通行に支障が出ており、地域の商店街から苦情が出ているという話があった。そのため、道路幅員等まちづくりと関連づけながら観客に対してスポーツイベントらしい街の景観形成を図ると印象が良くなるのではないかと。</p>
<u>事務局</u>	<p>今後の検討課題として考えていきたい。</p>
<u>G委員</u>	<p>品川新駅周辺景観形成特別地区について、景観形成特別地区に指定したからといって魅力ある地区景観が形成されるとは限らない。今回の新駅建設を契機に、拠点性のある魅力ある地区を積極的に創り出す景観誘導の仕組みを考えてはどうか。次のステージで勝負する意味も含めて、良い景観を創出する施策を他の手法も併せて取り組んでほしい。</p>
<u>会長</u>	<p>よいものをつくるという意味では、景観計画だけでは対応できないので、他の組織との連携も今後必要になる。</p>
<u>事務局</u>	<p>今後の検討課題として認識している。</p>
<u>A委員</u>	<p>今回新しく委員になった方々から色々意見を受けたが私としては新鮮でよいと感じている。今回の意見対応を聞いて改めて景観の問題は、本質的な問題として簡単にこう決めたからこうであると言えないものだと感じた。これまでどの様に努力してきたか等の経緯をしっかりと伝えないと本質的な議論に入れないということからすると、委員の人選の問題は難しいと感じた。また、先ほど意見があったが、何か一つ光或いはビジョン、突き刺さるものが見えない。なぜこの地区をこうしたのか、若しくは他の地区はどうなのかという希望や要望等をどの様に実現化するのかという方法が欠けている気がした。自分も景観審議会委員の仕事として何をやっているかという、資料を読み込み事実関係で良いだろうと判断しながら進めている。港区のもつ複雑でかつ非常にレベルの高い地域性を上手くまとめていかなければいけないところにやりがいを感じている。</p>
<u>H委員</u>	<p>資料1の134頁「(3) 公共施設整備等における景観形成の推進」に「今後デザインガイドラインの作成…」とあるが、個人的には区役所近くの薄い青色で塗られている歩道橋が気になる。今後公共施設整備等におけるデザインガイドラインを策定しなくても、都の話によれば区の公共施設の方針を省庁に直接示す方法もあるようなので、その際には景観審議会での検討する機会を設けてもよい。また、カ</p>

	<p>ラーユニバーサル観点から書類の赤文字は誰でも識別できるものではないので、青文字にするのが最近の傾向として適切かと思われるので実践してほしい。</p>
<p>会長</p>	<p>景観アドバイザーの先生方から自己紹介願う。</p>
<p><u>A 景観アドバイザー</u></p>	<p>建築に係る景観アドバイザーである。現行計画にはいくつか不備がありその都度改善に向けた議論をしてきた経緯がある中で、今回の改定版ではかなり課題点がカバーされ、アドバイザーとしてより指導しやすいものになったと感じている。但し、気になる点としては今回の改定内容について大きな設計業者は敏感に反応するが、アトリエ系等の小さい事業者は改定したこと自体分からないこともあるので、建築確認審査機関には周知を徹底してほしい。</p>
<p><u>B 景観アドバイザー</u></p>	<p>色彩に係る景観アドバイザーである。色彩は数値基準となっているため騙されやすいのだが、東京都の色彩基準はネガティブチェックで派手なものが排除できる程度で、通常は基準値内に収まるものとなっている。例えば品川駅周辺をみると、地区としての性格や特徴があるので、よりきめ細かくガイドラインで行うことも考えられる。今後地区の特性をみながら情報を蓄積した上で、実験的に効果を確かめる方法も考えられる。</p>
<p>会長</p>	<p>港区景観計画改定案について賛同いただけるようであれば挙手を願う。 満場一致で議決する。</p>
<p>事務局</p>	<p>(3) 報告事項 (報告事項港区景観計画改定スケジュールについて)</p>
<p>会長</p>	<p>第12回港区景観審議会を閉会する。</p>